

貸会議室 使用申込書

申込日： 年 月 日

関電プロパティーズ株式会社 御中

使用規程の各項目を承諾のうえ、下記内容にて貸会議室の使用を申し込みます。

[illegible]

〔関電プロパティーズ(株)記載用〕

使用承認書

承認日： 年 月 日

様

上記使用を承認いたします。なお、使用に際しましては、使用規程を厳守いただきますようお願いいたします。

本件でお客様より預かりした個人情報につきましては、当社のプライバシーポリシーに則ってお取扱いいたします。（当社のプライバシーポリシーは、<http://www.kanden-kaijyou.jp/privacy.html>をご参照ください。）

関電プロパティーズ株式会社
TEL. 06-6941-0941/FAX. 06-6947-1146

(担当者:

◆本書は使用規程の一部要約です。◆

◆使用規程をご確認いただき、ご同意の上、お申し込みください。◆

- ・ 使用規程は別途ホームページからダウンロードください。
- ・ お申し込みは1枚目の「使用申込書」のみ返送ください。2枚目の「使用規程の一部要約」は保管ください。

◆キャンセル料について◆

- ・ 使用申込書のご提出後、当社の使用承認書の発行をもって予約成立といたします。
- ・ 予約成立後、使用者側の都合によりキャンセルをする場合、または、予め定められた期日を経過してもお手続き（予約金のお支払を含みます。）のない場合は次のキャンセル料を申し受けます。この金額については消費税の課税対象外です。

- ① 使用開始日の60日前から31日前までのキャンセル…会場使用料の25%
- ② 使用開始日の30日前から8日までのキャンセル…会場使用料の50%
- ③ 使用開始日の7日前より前日までのキャンセル…会場使用料の全額

※ 使用日の当日に使用をとりやめた場合、使用の有無に拘らず、会議室使用料をお支払いいただきます。この金額については消費税の課税対象です。

※ キャンセル、又は使用日の当日に使用をとりやめた場合、上記のほか、当社が既に外部注文した付帯サービスにかかる費用をお支払いいただきます。この金額については消費税の課税対象です。

◆使用申込後の変更について◆

- ・ 使用申込後の変更は、変更前の使用申込を使用者側の都合で取り消されたとみなし、変更前の使用申込にかかるキャンセル料をお支払いいただきます。
変更後の使用にかかる申込み手続きを新たにお願い致します。
- ・ 以下の場合に限りキャンセル料はかかりません。

[使用日の変更]

使用日の31日前までにお申し出いただき、且つ、変更後の使用日が変更前の使用日の前後30日以内である場合は、1回に限り、使用日の変更を承ります。

[使用会議室の変更]

会議室使用料が増額になる場合は、使用会議室の変更を承ります。

[予約時間の短縮]

使用開始日の61日前までにお申し出いただいた場合は、予約時間の短縮を承ります。
使用開始日の60日前からは予約時間の短縮はできません。

[予約時間の追加・延長]

キャンセル料はかかりません。

[変更のお手続き]

- ① 上記の変更を希望される場合は事前にお問い合わせください。電話もしくはWEBにて承ります。
- ② 変更は書面での申し込みが必要です。変更内容を使用申込書（使用承諾書）に記載し、再度、提出いただきます。
- ③ 変更は書面での相互確認をもって成立といたします。口頭では成立といたしません。